

浅川ダム計画の概要

	02年6月(ダム中止時点)の計画	07年8月時の計画(=河川整備計画)
総事業費	400億円	本体が100億円以上
計画概要	多目的ダム	治水調節 流水の正常な機能の維持 灌漑 水道用水
	治水安全度	1/100
	治水調節方式	自然調節方式
ダムの諸元	型式	重力式コンクリート
	常時満水位	EL555.0m、その上が3.0m×2.3mの穴あき型
	高さ	59.0m
	堤頂長	193.5m
	堤体積	約24万m ³
	調節水量	168万m ³
	治水調節容量	190万m ³
	治水面積	0.11km ²
	計画規模	1/100
	計画雨量	130mm/日 *1
計画基本高水等	治水基準点	千曲川合流点
	基本高水流量	450m ³ /秒 *2
	計画高水流量	350m ³ /秒 *3
	設定飽和雨量P _{sat}	50mm *1

*1:「認可計画」には明記されていない。
*2:「認可計画」では「ダム調節前流量」
*3:「認可計画」では、「計画流量」

浅川ダム計画(=浅川河川整備計画)の問題点

1. 計画決定手続きの瑕疵と違法性
2. 基本高水流量(ダム調節前流量)が過大
3. 安全性無視→大災害誘発の危険性が大

報告者

内山 卓郎

一環境と開発問題を考える一

信州ラソソディ

長野県長野市何去242

電話026-244-0204

浅川ダムをめぐる主な経過

年	できごと
1971	予備調査 県単で地質調査開始
77	実施計画調査・国庫補助採択
85	第1回流出解析の基本高水流量450m ³ /秒を建設省承認
88	国庫補助として新規採択
88	浅川河川工事の全体計画認可
91	ダム基本設計会議で「ダム軸およびダム型式」承認、ダム地点決定
93	付け替え道路着工。96年12月完成・使用開始
93	住民8名が建設差止め仮処分申請
98	長野冬季5輪 開催
2000	地滑り等技術検討委員会報告書
2000	10月就任の田中康夫知事、一時中止発表
02	県治水・利水ダム等検討委員会が「ダムなし」を答申
02	答申に基づき、浅川ダム計画中止
06	田中康夫 知事 → 村井 仁 知事
07	2月8日 県、浅川ダムを穴あきダムとして河川整備計画の「方針」を発表
07	4月18日 河川整備計画原案発表
07	8月22日 国交省が浅川ダムを骨格とする河川整備計画を認可
07	10月19日 行政不服審査法の審査請求を国交大臣に提出

1. 計画決定手続きの瑕疵と違法性

1. 穴あきダムの選択を骨格としていながら、「方針の決定と実施」を発表する2月8日以前の段階では、穴あきダムに関する発表や説明をいっさい行っていない。ダムなしをふくめて代替案を示すこともなかった。
2. 県が採った河川整備計画の決定手続きは、「方針→原案→案」であり、「方針」の発表段階で「決定しました……実施していきます」と言い切り、新幹線用地交渉の局面を打開する土産として、「ダム建設の決定」を使っている。
3. 本件の場合、「方針」で打出したダムの建設決定を前提として、そのあとから「原案」以後の手続きを行っており、学識経験者と関係住民の意見を反映する措置を講じたことにはならない。県が採った「原案」から認可申請までの手続きは、法の定めを満足させるための事後のとりつくろい、となっている。

2. 基本高水流量(ダム調節前流量)が過大

1. 高水協議会が2006年8月に中間報告、2007年3月に提言をまとめ、知事へ提出した。「基本高水を算出した雨量観測点や雨量データなどの科学的根拠に疑問を投げかけ、全面的に見直す必要性」を提言していた。
2. 村井知事は、「1/100、450m³/s」の基本高水を「与件である」として、高水協議会からの説明すら聴こうとはしなかった。
3. 浅川ダム計画とからんで算出された浅川の基本高水は、いくつもの重大な欠陥をもっている。
 - 治水基準点(千曲川合流点)は本流の背流の影響が大きいため、浅川の洪水時の流量データを計測することは不可能。
 - 流域外雨量データのみで算出、根拠のない飽和雨量採用、雨量を2.8倍もの引き伸ばして算出した第1回目の基本高水流量を30年間も踏襲。
 - 2004年10月の台風23号の際、長野気象台の観測値は124.5mm/日と1/1000の130mmにちかい雨量を記録したが、流量は約1/6の値であった。

3. 安全性無視→大災害誘発の危険性が大

- 条例で設置した「長野県治水・利水ダム等検討委員会」(以下「治水ダム等委員会」)は2002年6月、浅川部会のトレンチ調査で堤体直下を南北に横断する第四紀断層F-Vを確認し、(ダムを実施する場合には再調査を必要とする)と答申していた。しかし県は、再調査の必要性を認めず、いまだに実施していない。
- 浅川の河川整備計画の「方針」を決定した2007年2月以降、長野県は第四紀断層を<約160万年前から現在まで>、活断層を<約50万年前から現在に繰り返し活動し、最も最近に活動した時期が10万年程度よりも新しく、今後も活動する可能性のある断層をいう>と定義し、独特の区分を設定している。
 - さらに、(第四紀断層は存するが活断層でない場合にはダム建設は可能)とダム事業者特有の解釈を押しだしている。
 - 「調査指針(案)」が示している定義と比較し、明らかに異なっている。
- 浅川ダムの断層調査は、いくつもの重大な欠陥をもっている。これらの内容では、どうしてダム計画の安全性を見究めたとはいえないだろう。
- 「洪水対策のダム建設」が「地滑り・土石流などの土砂災害」を誘発する危険性を持ってしまう。これが「流域の安全」か？



浅川ダム計画の「危険マップ」